

平成27年(ウ)第1075号 文書提出命令申立事件 (基本事件 平成27年(ネ)第1268号 損害賠償等本訴, 同反訴請求控訴事件)

決 定

和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

一 審 原 告 豊 田 泰 史  
同訴訟代理人弁護士 太 田 達 也  
同 重 藤 雅 之

和歌山市十番丁72 カサ・デ まるのうち201

一 審 被 告 吉 田 益 夫

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

基本事件について、一審被告から平成27年10月30日付け書面により文書提出命令の申立てがあったが、当裁判所は、証拠調べの必要性がないものと認め、主文のとおり決定する。

平成28年3月22日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 池 田 光 宏

裁判官 榊 原 信 次

裁判官 島 岡 大 雄

これは謄本である。

平成28年3月22日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 園 田 恭 弘

